

子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

令和3年9月1日以降に出生した新生児

令和3年9月1日～令和4年3月31日生まれ

※所属庁で児童手当を受給している公務員の方は申請が必要です。
詳しくは「【公務員の方へ】案内文」をご覧ください。

申請は不要です。

所得制限あり

| 対象者 (受給者) 宝塚市から児童手当（※特例給付を除く）の認定を受けた方（児童手当受給者）

| 支給方法 児童手当で指定している口座に振込み
※支給前に文書でお知らせします。

| 支給時期 ①令和3年11月30日までに児童手当の認定を受けた方
【令和3年中に2回に分けて振込（合計10万円）】
・令和3年12月24日支給予定（先行給付5万円）
・令和3年12月27日支給予定（追加給付5万円）
②令和3年12月1日以降に児童手当の認定を受けた方
・令和4年1月下旬以降順次支給予定（10万円一括支給）
※詳細な時期については、HPに掲載予定です。

| 給付金額 対象児童1人あたり 10万円

宝塚市役所 子育て世帯臨時特別給付金事務局
〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

TEL : 0797-77-2649 (コールセンター)

受付時間: 9時～17時30分 (土日・祝日、年末年始除く)

✉ : m-takarazuka0300@city.takarazuka.lg.jp



市HP

(裏面もご確認ください。)

申請手続き

いずれも公務員除く

- ・宝塚市から令和3年9月分の児童手当を受給された方
- ・高校生等を養育している方のうち、兄弟等が宝塚市から令和3年9月分の児童手当を受給された方
- ・令和3年9月1日以降に生まれた新生児を養育している方

- ・高校生等のみを養育
- ・所属庁で児童手当を受給している公務員の方（令和3年9月1日以降生まれの新生児含む。）

「高校生等」とは、平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童のことであり、高校等に在学している必要はありません。
※婚姻している場合は、支給対象外です。

申請不要

- ・対象の方には、給付金の支給前に文書でお知らせします。
- ・本給付金の受給を希望しない場合は届出が必要です。
- ・口座の解約等で振込ができない場合がありますのでご注意ください。その際は、手続きが必要です。



12月24日以降
順次支給予定
※HP等でお知らせします。

郵送での申請が 必要です。

- ・申請書はHPからダウンロードできます。
- ・郵送の際は、HPにある「申請書送付用ラベル」をご活用ください。
- ・申請方法等については、HPや記入例をご覧ください。



申請書類等の審査後
令和4年1月下旬以降
順次支給予定

支給対象者（申請者）の所得要件

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人（児童1人）	660万円	875.6万円
2人（児童1人+配偶者の場合等）	698万円	917.8万円
3人（児童2人+配偶者の場合等）	736万円	960万円
4人（児童3人+配偶者の場合等）	774万円	1,002万円
5人（児童4人+配偶者の場合等）	812万円	1,040万円

※扶養手当の数に応じて、限度額は一人につき38万円を加算した額となります。